

令和元年 10 月 28 日
西区自治協議会資料

避難所開設基準の正式運用について

去る 6 月 18 日の地震では津波注意報による避難指示を受け、多くの市民の皆さまが避難所や津波避難ビルへ避難されましたが、避難所開設基準に該当していなかったため、一部で混乱がありました。

市では、7 月 1 日から津波注意報が発表された場合にも対応するよう暫定措置をとってきましたが、今般、市有施設以外の避難所とも協議が整ったので、下記のとおり正式に運用開始しました。

記

【運用開始日】

- ・令和元年 10 月 1 日

【変更内容】

- ・震度に関係なく津波注意報、津波警報及び大津波警報が発表された場合、避難所担当職員が避難所に参集し、避難者がいる場合に開設する。
※詳細は裏面別表のとおり

【山形県沖を震源とする地震以前】

	震度 6 弱以上	震度 5 弱・5 強	震度 4 以下
津波なし	開設する	参集し状況確認	参集しない
津波注意報	開設する ※	参集し状況確認 ※	参集しない
津波警報・ 大津波警報	開設する ※	参集し状況確認 ※	参集しない (津波避難ビルと兼ねる施設は参集)

※津波警報、大津波警報発表時は、避難所に参集することにより職員が津波に襲われる危険性がある場合は参集しない。津波警報等が解除された後、避難所を開設する。



【新運用（令和元年10月1日以降）】

	震度 6 弱以上	震度 5 弱・5 強	震度 4 以下
津波なし	開設する	参集し状況確認	参集しない
津波注意報	開設する ※	参集し状況確認 ※	参集し状況確認 ※
津波警報・ 大津波警報	開設する ※	参集し状況確認 ※	参集し状況確認 ※

※津波注意報、津波警報、大津波警報発表時は、避難所に参集することにより職員が津波に襲われる危険性がある場合は参集しない。津波警報等が解除された後、避難所を開設する。